

利用者のために

1 調査の目的

林業経営統計調査（以下「調査」という。）は、育林、素材生産の施業等を行っている林業経営体の経営収支等の経営実態を明らかにし、林業行政等の推進のための資料を整備することを目的とする。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査の機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の対象

調査は、家族経営により林業を営む経営体であって、次のいずれかに該当するものを対象とした。

- (1) 保有山林面積が50ha以上であって、林木に係る施業（育林、伐採及び素材生産）を行っていること。
- (2) 保有山林面積が20ha以上50ha未満であって、過去1年間の林木に係る施業労働日数が30日以上であること。

5 調査の実施と取りまとめ方法

(1) 調査対象経営体の選定

調査は標本調査により行った。標本（調査対象経営体）は、2010年世界農林業センサス（以下「センサス」という。）結果から、次の手順で選定した。

ア 1経営体当たり平均林業粗収益について標準誤差率（目標精度）が10.0%になるように標本数を算出し、全体の総標本数を334とした。次に、総標本数を次表に示す保有山林面積規模別に最適配分した。

保有山林面積規模区分

区分	1	2	3	4
保有山林面積規模	20ha以上 50ha未満	50ha以上 100ha未満	100ha以上 500ha未満	500ha以上

イ さらに、センサス結果による経営体数に比例して都道府県別に配分した。

ウ 都道府県別にセンサス結果において調査対象に該当した経営体を階層別に保有山林面積の小さい方から順に配列した名簿を作成し、無作為抽出により選定した。

(2) 調査期間

調査は、平成25年4月1日から26年3月31日までの期間を対象とした。

(3) 調査事項

労働力の状況及び林業投下労働時間、保有山林面積、林業用資産、林業経営収支、その他林業経営に関連する事項を調査した。

(4) 調査方法

調査は、調査対象経営体に林業経営日誌を配布して行う記帳調査（自計調査）及び職員の面接により行った。

(5) 調査結果の集計方法

調査対象経営体全体のうち、調査期間を通じて調査対象に該当した経営体の調査結果をそれぞれ林業経営統計結果表の様式（巻末参照）に取りまとめ（集計経営体数については、8の(2)を参照）、母集団を保有山林面積規模等により区分して得られる集計対象区分に属する林業経営体の1経営体あたり平均値を次の推定式により算出した。

$$\bar{x} = \frac{\sum_{i=1}^m f_i x_i}{\sum_{i=1}^m f_i}$$

\bar{x} = x の1経営体当たり平均値

x_i = 集計対象区分の i 番目の標本の x の値

f_i = 集計対象区分の i 番目の標本の抽出率(保有山林面積規模別全国農業地域別)の逆数

m = 集計対象区分の集計標本数

また、「林齢別樹種別林業経営費」については、樹種・林齢ごとに各費目の総和を算出し、これを当該経営費の算出対象となる樹種・林齢ごとの保有山林面積の総和で除して1ha当たりの費用を求めた。

(6) 統計表の表章

ア 全国

平成25年度を表章した。

イ 保有山林面積規模別

「20～50ha」、「50～100ha」、「100～500ha」、「500ha以上」を表章した。

ウ 林業施業状況別

自家山林の植付け、下刈り、枝打ち・つる切り・除伐等の育林作業の有無により「育林・素材生産」と「素材生産」に区分し、表章した。

エ 全国農業地域別

参考として次のとおり表章した（沖縄を除く。）。

全 国 農 業 地 域 の 区 分

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北 陸	新潟、(富山)、石川、福井
関 東 ・ 東 山	茨城、栃木、群馬、埼玉、(千葉)、東京、(神奈川)、(山梨)、 長野
東 海	岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿	(滋賀)、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中 国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四 国	徳島、(香川)、愛媛、高知
九 州	福岡、(佐賀)、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

注：1 () は調査で調査対象経営体のない県である。

2 「全国農業地域別」は参考表章であり、利用に当たっては注意されたい。

なお、各全国農業地域ごとの集計経営体数及び標準誤差率は、8の(2)を参照されたい。

オ 林齢別樹種別林業経営費

林齢別樹種別林業経営費は上記のア～エによらず、全国及び地域別の平成25年度結果を表章した。地域区分は、次表のとおりである。

地 域 名	所 属 都 道 府 県 名
北 海 道	北海道
東 北 ・ 北 陸	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、新潟、(富山)、 石川、福井
関 東 ・ 東 山 ・ 東 海	茨城、栃木、群馬、埼玉、(千葉)、東京、(神奈川)、 (山梨)、長野、岐阜、静岡、愛知、三重
近 畿 ・ 中 国	(滋賀)、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、 島根、岡山、広島、山口
四 国 ・ 九 州	徳島、(香川)、愛媛、高知、福岡、(佐賀)、長崎、 熊本、大分、宮崎、鹿児島

注：() は調査で調査対象経営体のない県である。

6 統計項目の説明

(1) 総括表

ア 固定資本額

林業用資産の償却資産（建築物、構築物、機械類（企画管理用機器を含む。）、しいたけ用ほだ木）の年度始め現在価を計上した。

イ 流動資本額

林業経営費から減価償却費を差し引いた額に1/2（平均資本凍結期間6か月）を乗じた額を計上した。

- ウ 林業所得
林業粗収益から林業経営費を差し引いた額を計上した。
- エ 林業所得率(%) = $\frac{\text{林業所得}}{\text{林業粗収益}} \times 100$
- オ 林業純生産 = 林業粗収益 - (林業経営費 - 雇用労賃 - 負債利子)
- カ 保有山林面積 1 ha 当たり林業所得 = $\frac{\text{林業所得}}{\text{保有山林面積 (ha)}}$
- キ 林業労働 1 時間 当たり林業所得 = $\frac{\text{林業所得}}{\text{家族労働時間}}$
- ク 林業固定資本千円 当たり林業所得 = $\frac{\text{林業所得}}{\text{林業固定資本額}} \times 1,000$
- ケ 保有山林面積 1 ha 当たり純生産 = $\frac{\text{林業純生産}}{\text{保有山林面積 (ha)}}$
- コ 林業労働 1 時間 当たり純生産 = $\frac{\text{林業純生産}}{\text{家族労働時間}}$
- サ 林業固定資本千円 当たり純生産 = $\frac{\text{林業純生産}}{\text{林業固定資本額}} \times 1,000$

(2) 経営体の概況

年度始め世帯員

年度始め現在の人員を計上した。就業形態別人員は従事した日数の最も多い就業形態に計上した。

(3) 経営土地の状況 (年度始め)

ア 保有山林面積

経営体が保有する人工林、天然林、伐採跡地、特殊樹林及び竹林の年度始め現在の面積を計上した。

(ア) 人工林

苗木を植林したり、人工的に種をまいたりして造成した山林をいう。

ただし、手入れ不足等により山林の現況が変化し、造林樹種以外の天然性の樹種が優占している場合又は当初人工造林により成立した林分であっても次代以降のぼう芽その他の天然更新による場合は、天然林とする。

(イ) 天然林

天然下種、ぼう芽更新など天然更新により成立した人工林以外の山林をいう。

(ウ) 伐採跡地

人工の樹木を伐採後植林していない土地及び天然林の伐採跡地で人工造林をする予定地をいう。したがって、天然林の伐採跡地でも天然更新を行う土地は、伐採跡地とせず天然林とする。

(エ) 特殊樹林・竹林

主として樹皮、樹実、樹液などの特用林産物を採取する目的の樹林及び竹材を

生産するための竹林をいう。

(オ) 貸付山林

保有山林のうち、他人に貸し付けている山林又は分収に出している山林をいう。

イ 樹種別・林齢区分別山林面積及び年度内造林面積（年度末）

経営体が経営する山林の樹種別・林齢区分別山林面積は、年度始め現在の面積を計上した。したがって、年度内の造林（更新）面積は、年度末における1年生として別に計上した。

(4) 林業投下労働時間

1年間の自営林業に投下した家族、雇用別労働時間を林業部門別（育林、素材生産、受託、その他）に区分して計上した。

(5) 林業用資産

経営体が保有する資産の年度始め現在価及び年度末現在価を計上した。

なお、林業専用資産及び林業との兼用資産のみを計上し、家計専用及び農業などの林業外専用資産は除外した。建築物、機械類の償却資産については、10万円以上のものとした。

ア 資産の評価

資産の評価は、年度始め現在で評価し、年度内及び年度末における評価替えは行っていない。評価は取得価額によるが、取得価額が不明なものは通常取引される市場価格等により評価し、建築物、構築物及び機械類については、次の算式により年度始め現在価を算出した。

$$\text{年度始め現在価} = \text{取得価額} - (\text{1か年の減価償却額} \times \text{経過年数})$$

(ア) 土地

年度始め現在の法定評価額（地方税法による固定資産の課税標準の基礎となる土地の評価額）により評価し計上した。

(イ) 建物

林業用の建築物及び林業と他産業との兼用の建築物について評価し計上した。

また、索道、林道、炭がまなどの林業専用の構築物及び温室、乾燥室などの農業と兼用している構築物について評価し計上した。

(ウ) 機械類

林業用の機械及び器具について評価し計上した。

また、企画管理労働に伴う機器について評価し計上した。

(エ) 未処分林産物

林業生産物の未販売のもの、家計に仕向ける予定のもの、林業やその他の用に仕向ける予定のものなどの未処分林産物を時価により評価し計上した。

(オ) 林業用資材

林業用に購入又は自家生産した原料及び材料で、年度末に在庫となる林業用資材（苗木、肥料、薬剤等）を、購入資材については購入価額により評価し、自家生産資材については時価により評価し計上した。

イ 減価償却額

(ア) 建築物、構築物、機械などの償却資産について、平成19年度税制改正における減価償却計算の見直しに伴い、償却資産の取得時期によって以下のとおり算出した。

- a 平成19年3月31日以前に取得した資産
 - (a) 償却中の資産
 - 1か年の減価償却額＝（取得価額－残存価額）÷耐用年数
 - (b) 償却済みの資産
 - 1か年の減価償却額＝（取得価額－1円（備忘価額））÷5年
 - b 平成19年4月1日以降に取得した資産
 - 1か年の減価償却費＝（取得価額－1円（備忘価額））÷耐用年数
- (イ) 平成25年度の調査結果における減価償却費は、平成20年度税制改正における減価償却計算の見直し（資産区分の大括化、法定耐用年数の見直し）を踏まえ算出した。
- (6) 林業用固定資産の保有状況
- 経営体の保有している固定資産のうち、林業経営の主要な資産について年度始めの数量及び評価額を表示した。
- ア 建物
 - 建物のうち、兼用建物については、林業用として利用した負担部分を計上した。
 - イ 林業用機械
 - 償却資産として指定した林業用機械のうち、主な資産について計上した。
- (7) 林業粗収益
- 販売・受取額の総額及び部門別、内部仕向額及び在庫増減額の総額を計上した。
- ア 販売・受取
 - 生産年度にかかわらず、年度内に販売することによって得られた現金総額を計上した。
 - イ 内部仕向
 - 家計に消費するために仕向けた自営林業の生産物の時価評価額を計上した。
 - ウ 在庫増減額
 - 未処分林産物の年度末在庫価額から年度始め在庫価額を差し引いた額を計上した。
 - エ 立木販売収入
 - 経営山林の林木を立木のまま販売したものであり、その林地により人工林及びその他（天然林、林地散在木等）に区分し、さらに、人工林については主伐・間伐別に計上した。
 - オ 素材生産収入
 - 保有山林又は自家以外の立木から素材、いわゆる丸太（そま角を含む。）を生産して販売した価額及び家計消費等に仕向けた価額を計上した。
 - カ その他収入
 - 栽培きのこ、薪炭、その他、受託収入別に計上した。
- (8) 林業経営費
- 総額及び費目別経営費を表示し、総額については購入・支払、減価償却費、処分差損益、在庫増減額等別に表示した。
- ア 購入・支払
 - 経営体が当年度に支払った林業経営上の現金支出額を計上した。したがって、必ずしも当年度の経営に投入した経営費のみを構成するものではなく、当年度以降に消費する目的で購入した物財の支払額も含んでいる。

イ 減価償却費

建築物、構築物、機械類など償却資産である資本財について、当年度の林業経営で負担すべき減価償却費を計上した。

ウ 処分差損益

原木、機械類、建築物、構築物、企画管理に関わる諸材料の売却・廃棄による処分価額と年度始め現在価の差損を計上した。

エ 在庫増減額

林業用資材の年度始め在庫価額から年度末在庫価額を引いた額を計上した。

(9) 育林施業面積

経営体が1年間に行った施業（地ごしらえ、植付け、下刈り、枝打ち・つる切り・除伐、伐採、受託）面積を主要樹種別に計上した。

(10) 林業経営関連借入金

年度始め及び年度内に発生した林業経営に係わる借入金を財政資金、都道府県・市町村の資金、森林組合等の系統資金、その他の借入金別に表示した。

(11) 林齢別樹種別林業経営費

林齢別樹種別林業経営費は、主要樹種・林齢ごとに、1 ha当たりの育林に要した費用を算出したものである。算出は、林業経営統計調査の調査対象経営体が記帳した林業経営日誌において把握する物材費、林業投下労働状況等について、樹種・林齢別人工林面積等を基に、1経営体当たりの費用を主要樹種・林齢（齢級）ごとに配分し、1 ha当たりの費用を求めることにより行った。具体的な算出方法は以下のとおりである。

なお、この算出結果については、標本数が少ない林齢・樹種があるので、利用に当たっては注意されたい。

ア 算出対象

算出は、調査対象経営体が保有する山林のうち、次の5樹種の樹齢50年生以下の保有山林について、調査期間始めに存在したもの及び調査期間内に調査対象経営体の保有となったものを対象に行った（ただし、切捨て伐採、風水害、火災、資産分割などの山林や、保安林分、幼齢林の土地付き立木販売については除く。）。

(ア) すぎ

(イ) ひのき（さわらを含む。）

(ウ) あかまつ・くろまつ（外来ピヌスを含む。）

(エ) からまつ

(オ) えぞまつ・とどまつ（あかえぞまつを含む。）

なお、この場合の「保有山林」は、調査対象経営体ごとに、同一樹種・林齢（齢級）の保有山林を一つのグループとしたものである（以下林齢別樹種別林業経営費において同じ。）。

イ 算出方法

各費目の算出は、調査対象経営体ごとに、林業経営統計調査の調査結果の各費目を、育林作業時間及び面積等を基に各保有山林ごとに配分した後、樹種・林齢（齢級）ごとに加算して各費目の総和を算出し、これを樹種・樹齢（齢級）ごとの保有山林面積の総和で除して1 ha当たりの費用を求めることにより行った。

なお、配分に使用する割合は次のとおりであり、各費目についての具体的な算出

方法は、以下のとおりである。

$$\text{作業面積割合} = \frac{\text{配分する樹種・林齢別保有山林の作業面積}}{\text{同一作業の総面積}}$$

$$\text{作業時間割合} = \frac{\text{育林作業時間計}}{\text{総林業労働時間}}$$

$$\begin{aligned} \text{作業割合} = & \frac{\text{配分する樹種・林齢別保有山林の育林作業時間}}{\text{育林時間計}} \times 0.5 \\ & + \frac{\text{配分する樹種・林齢別保有山林の育林作業面積}}{\text{育林作業の総面積}} \times 0.5 \end{aligned}$$

(ア) 労働費

家族労働が投入された保有山林ごとに家族労働時間を配分し、これに労働単価を乗じて算出した。労働単価は、全国農業会議所「農作業料金・農業労賃に関する調査結果」の「造林」の結果による1時間当たり単価とした。

雇用労賃は、実際に支払った育林費用の雇用労賃を育林作業の雇用労働が投入された保有山林ごとに配分した。

(イ) 種苗費、肥料費、薬剤費及び諸材料費

育林作業を行った保有山林ごとに、作業面積割合に比例して配分した。

(ロ) 器具費、機械修繕費（減価償却費を除く。）、建物維持費（減価償却費を除く。）及び賃借料及び料金

育林作業を行った保有山林に作業割合を用いて配分した。

(エ) 請負わせ料金

該当した保有山林ごとに、作業面積割合に比例して配分した。

(オ) 負債利子、物件税・公課諸負担及びその他育林費用

全ての保有山林に各樹種・林齢別の保有山林面積に応じて配分した。

(カ) 減価償却費

育林作業に用いた機械類等の償却資産の減価償却費について、作業時間割合により育林負担額を算出し、次に、育林負担額を育林作業が行われた保有山林ごとに作業割合を用いて配分した。

(キ) 固定・流動資本利子

固定資本利子は、減価償却費と同様の手順で保有山林に対して配分した固定資本額（償却資産の年度始め現在価）に0.045の利率を、流動資本利子は、全ての保有山林に対して流動費用合計額（a～d及びfの合計）の2分の1の額に0.045の利率を乗じて算出した。

(ク) 林木資本利子

林木資本利子は、以下により算出した。

$$x_y = \left\{ \sum_{i=1}^{y-1} (o_i + x_i) \right\} \cdot p$$

$$x_y = y \text{ 林齢の林木資本利子}$$

- x_i = i 林齢の林木資本利子
- o_i = i 林齢の経営費
- p = 利率 ($y \leq 30$ の場合は $p=0.045$ 、それ以外は 0.03)

7 実績精度

平成25年度調査結果における林業粗収益の実績精度（標準誤差率）は11.1%である。

8 利用上の注意

(1) 平成20年度までは毎年調査としており、平成25年度以降は栽培きのご経営統計の作成を廃止し、5年周期調査に変更した。

(2) 全国農業地域別

全国の集計経営体数は312であり、全国農業地域別の集計経営体数は、次表のとおりである。全国農業地域によって標本数が少ないものがあることから、集計結果の利用に当たっては注意されたい。

全国農業地域別	集計経営体数 (経営体)	標準誤差率 (%)
北海道	30	45.0
東北	47	23.1
北陸	13	46.2
関東・東山	26	46.3
東海	50	15.9
近畿	34	21.2
中国	33	24.7
四国	27	23.5
九州	52	16.8

(3) 林齢別樹種別林業経営費

林齢別樹種別林業経営費の集計経営体数は、次表のとおりであり、樹種・林齢によって標本数が少ないものがあることから、集計結果の利用に当たっては注意されたい。

また、「あかまつ・くろまつ」については、調査対象経営体において植林が行われなかったため1年生の標本がなく、本来、計上されるべき植林等に係る初期費用が計上されないのので、利用に当たっては注意されたい。

	1年	2	3	4	5	6～ 10	11～ 15	16～ 20	21～ 25	26～ 30	31～ 35	36～ 40	41～ 45	46～ 50年
すぎ	22	24	23	21	24	77	97	135	149	194	210	223	254	267
ひのき	10	10	8	11	21	66	96	125	140	163	160	175	187	171
あかまつ・ くろまつ	0	1	1	2	3	5	10	10	7	9	20	37	57	82
からまつ	7	8	6	10	9	14	11	17	15	19	18	20	36	42
えぞまつ・ とどまつ	3	1	2	5	1	4	9	13	10	13	16	15	12	18

注：網掛け部分は2経営体以下

(4) 統計表中の計と内訳の積上げ値とは、四捨五入のため一致しない場合がある。

(5) 統計表中で使用した記号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4千円→0千円）

「0.0」： 単位に満たないもの（例：0.04㎡→0.0㎡）

「-」： 事実のないもの

「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

「△」： 負数又は減少したもの

「nc」： 計算不能

(6) 秘匿措置について

統計調査結果について、調査対象経営体が2以下の場合には調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。

なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推計できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示としている。

(7) 調査の累年データについては、農林水産省ホームページ中の統計情報に掲載している分野別分類の「森林、林業」で御覧いただけます。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

9 お問合せ先

農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課 林業・漁業経営統計班

電話：(代表) 03-3502-8111 内線 3637

(直通) 03-3502-0954

F A X : 03-5511-8772